

○西東京市有償ボランティア輸送運営協議会設置要綱

平成17年8月25日制定

改正

平成26年4月1日

平成27年5月1日

令和4年3月1日

西東京市有償ボランティア輸送運営協議会設置要綱

第1 設置

特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証を受けたもの。以下「NPO」という。）等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）を行うに当たって、安全の確保及び乗客の利便の確保に係る方策等について協議するため、西東京市有償ボランティア輸送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) NPO等による福祉有償運送の実施に伴う道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条に規定する登録等に関すること。
- (2) 効率的な移送サービスの実施に関すること。
- (3) その他福祉有償運送について必要と認められること。

第3 組織

協議会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 公共交通に関する学識経験者 2人以内
- (2) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員 1人
- (3) バス、タクシー等交通機関事業者及び運転者の代表者等 3人以内
- (4) 西東京市内の社会福祉法人、NPO等の代表者 2人以内
- (5) 福祉有償運送の利用者 2人以内
- (6) 西東京市職員 5人以内

2 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4 任期

構成員の任期は市長が依頼した日から2年以内とし、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5 会議

協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、第3第1項第2号から第5号までに規定する協議会の構成員から会議への代理出席に関する委任状が会長に提出された場合は、委任を受けた者に会議への代理出席を認めることができる。
- 5 前項の規定により会議への代理出席をした者は、会議の議事の採決に加わることができる。
- 6 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議に出席する構成員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。
- 7 会長は、次の各号のいずれにも該当するときは、会議の開催に代えて書面の持ち回りにより議決（道路運送法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るもの又は法人格の変更に伴う道路運送法第79条に定める新規の登録に係るものに限る。）を行うことができる。
 - (1) 協議会の構成員の招集が困難であるとき。

- (2) 協議会の全ての構成員から賛否の意向の確認を行う必要がないとき。
- (3) 議決の内容を公表する必要がないとき。

第6 関係者の出席

会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第7 謝金

協議会の第3号及び第3号から第5号までに規定する構成員が会議に出席したときは、謝金を支払うものとする。

第8 庶務

協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月1日）

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日）

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。